

松前町ロゴマークの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、松前町(以下「町」という。)のロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別紙1及び別紙2に定めるものをいう。

(権限)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、町に帰属する。

(使用の手続)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 報道機関が報道の用に供する目的で使用するとき。

(2) その他町長が認めたとき。

2 申請者は、松前町ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) ロゴマークの使用の内容がわかる書類

(2) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、使用申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で使用の承認の可否を決定し、松前町ロゴマーク使用承認・不承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により使用を承認をする場合は、ロゴマークの使用方法その他の必要と認められる条件を付することができる。

(遵守事項)

第5条 前条第3項の規定によりロゴマークの使用を承認された者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 使用するデザインは、別紙1及び別紙2に定められた形及び色を正しく使用し、デザインの改変等応用使用はしないこと。

(3) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(4) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 完成物の写真を提出すること。

(制限)

第6条 町長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、これを承認しないものとする。

(1) 町の信用を毀損するもの

- (2) 特定の個人、政治団体及び宗教団体を支援するもの
 - (3) 法令等に違反するもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 不当な利益を得るために使用するもの
 - (6) その他町長が不適當であると認めるもの
- (費用等)

第7条 使用料は、無料とする。

- 2 ロゴマークの使用に係る費用については、使用者が負担し、町は一切の負担を負わない。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者は、使用の承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ松前町ロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号。以下「変更申請書」という。)により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で使用の変更の承認の可否を決定し、松前町ロゴマーク使用変更承認・不承認通知書(様式第4号)により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すとともに、当該使用に係る完成物の回収を求める等厳正な措置を講ずるものとする。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、町はその責めを負わない。

- (1) 法令又はこの規程に違反したとき。
- (2) ロゴマークの使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によりロゴマークの使用の承認を受けたことが判明したとき。
- (4) その他町長が不適當であると認めるとき。

- 2 町長は、ロゴマークの使用の状況等を確認するため、必要があると認めるときは、その状況を調査し、又は使用者に報告させることができる。

(責任の所在)

第9条 ロゴマークの使用に係る問題が生じたときは、使用者が全責任を負うものとし、速やかに対処するものとする。この場合において町は一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

基本形



黒フレームタイプ



画像使用タイプ



指定色

CMYK・169 (18版)

〈プロセス〉C20%+Y100%

CMYK・F191 (4版)

〈プロセス〉C100%+Y100%

CMYK・F31 (4版)

〈プロセス〉C50%

CMYK・N-891 (7版)

〈プロセス〉C100%+M80%

CMYK・57 (18版)

〈プロセス〉M10%+Y100%

CMYK・119 (18版)

〈プロセス〉M70%+Y100%

CMYK・157 (18版)

〈プロセス〉M100%+Y80%

注意事項

【最小使用サイズについて】
シンボルやロゴが潰れ、認知・可読性を失う恐れがあるため、以下のサイズを使用限度とする。

左右20mm程度まで



【ロゴマーク使い分けの注意】

黒フレームタイプ

背景に写真など複雑な色彩、あるいはロゴマークと同色を使用され、ロゴマークが認識しにくい場合は黒フレーム仕様のロゴを使用する。

画像使用タイプ

ロゴマークのグリーン・ブルー・オレンジの3個の円は松前町の景色や人々や生産物等の写真などをPRするために使用可です。しかしその場合は文字の可読性を損なわない程度の大きさでのみ使用してください。

四国・愛媛



恵み、めぐるまち、まさき。

指 定 色	
CMYK	・ 169 (18版)
〈プロセス〉C20%+Y100%	
CMYK	・ F191 (4版)
〈プロセス〉C100%+Y100%	
CMYK	・ F31 (4版)
〈プロセス〉C50%	
CMYK	・ N・891 (7版)
〈プロセス〉C100%+M80%	
CMYK	・ 57 (18版)
〈プロセス〉M10%+Y100%	
CMYK	・ 119 (12版)
〈プロセス〉M70%+Y100%	
CMYK	・ 157 (13版)
〈プロセス〉M100%+Y80%	

ヨコ組使用例



タテ組使用例



単色使用例〈1〉



単色使用例〈2〉





恵み、めぐるまち、まさき。

指 定 色	
DIC・169 (18版)	<プロセス>C20%+Y100%
DIC・F191 (4版)	<プロセス>C100%+Y100%
DIC・F31 (4版)	<プロセス>C50%
DIC・N-891 (7版)	<プロセス>C100%+M80%
DIC・57 (18版)	<プロセス>M10%+Y100%
DIC・119 (18版)	<プロセス>M70%+Y100%
DIC・157 (18版)	<プロセス>M100%+Y80%

ヨコ組使用例



タテ組使用例



単色使用例



背景色がある場合の使用例

● 背景色: DIC・85



様式第1号(第4条関係)

松前町ロゴマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名

連絡先 担当者名

電話番号

ロゴマーク等を使用したいので、次のとおり使用の承認を申請します。

1 使用目的		
2 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 使用方法	使用物件(商品)名称	
	数 量	
	そ の 他	
4 添付書類	(1) マーク等の使用の内容が分かる書類(デザイン案等) (2) 町長が必要と認める書類	

様式第2号（第4条関係）

松前町ロゴマーク使用承認・不承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

松前町長

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用について、次のとおり承認・不承認したので通知します。

1 使用目的		
2 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 使用方法	使用物件（商品）名称	
	数 量	
	そ の 他	
4 条 件		

様式第3号（第8条関係）

松前町ロゴマーク使用変更承認申請書

平成 年 月 日

松前町長 様

申請者 住所

氏名

連絡先 担当者名

電話番号

年 月 日第 号で承認を受けたロゴマークの使用を変更したいので、次のとおり使用の変更の承認を申請します。

1 変更の内容	
2 添付書類	(1) マーク等の使用の内容が分かる書類（デザイン案等） (2) 町長が必要と認める書類

様式第4号(第8条関係)

松前町ロゴマーク使用変更承認・不承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

松前町長

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用の変更について、次のとおり承認・不承認したので通知します。

1 変更の内容	
2 条 件	